

東京では、粒子状物質(PM)や窒素酸化物(NO_x)による大気汚染は深刻な状況です。これらの汚染物質の発生に、ディーゼル車の排出ガスが大きく影響しており、健康被害も懸念されています。

東京都では、なかでも対策が遅れている粒子状物質を削減するため、ディーゼル車に対する規制を定めました。

規制の内容

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、**都内の運行が禁止**されます。

開始時期

平成15年10月からです。 ただし、新車登録から7年間は規制適用の猶予期間となります。

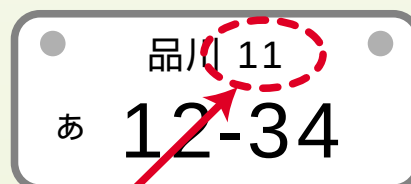
対象地域

都内全域(島しょを除く)

対象車種

規制の対象はディーゼル車です。

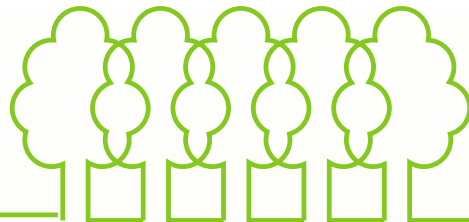
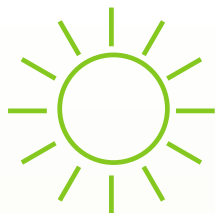
乗用車は、規制の対象外
《ナンバープレートの分類番号『3、5、7』》
車検証の用途欄に「乗用」と記載される乗用車は、規制の対象になりません。



規制対象車	例 示	ナンバープレートの分類番号	備 考
貨物自動車	トラック(キャブオーバーなど)、バン	1 - 4 - 6 -	自家用、事業用の種別を問わない。 小型、普通自動車の種別を問わない。
乗合自動車 (乗車定員11人以上)	バス、マイクロバス	2 - (一部5 -、7 -)	
特種用途自動車	冷蔵冷凍車、 コンクリート・ミキサー車	8 -	乗用車タイプをベースにしたものは 規制の対象外

規制対象車への対応

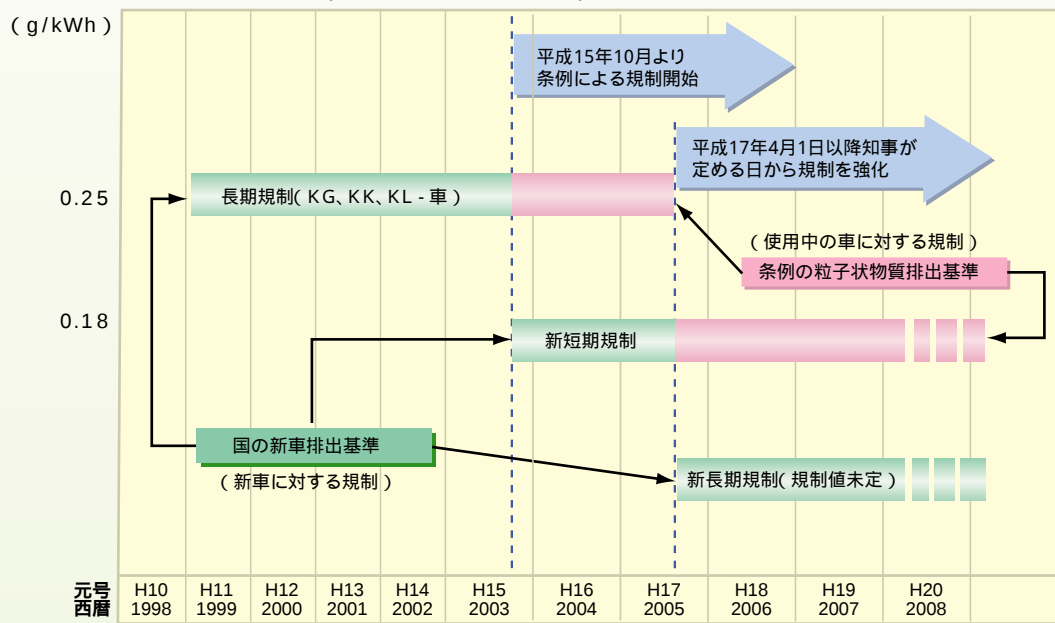
- (1) CNG車、LPG車、ガソリン車、国の排出ガス最新規制適合のディーゼル車など、より低公害な車両への代換えを行う。
→ 7・8 ページ
- (2) 知事が指定した粒子状物質減少装置(DPF等)の装着を行う。
→ 8 ページ



規制の基準値

平成15年10月施行の粒子状物質排出基準は、現在の国の新車に対する排出基準と同じ値です。
なお、平成17年4月1日以降の知事が別に定める日から規制値を強化します。

《例》2トン積トラック(車両総重量4トン強)の場合



車両総重量とは？

車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。(道路運送車両法第40条)

車両重量



最大積載量



55kgに乗車定員
を乗じて得た重量



車両総重量
(車検証に記載の値)

義務の対象者は運行責任者

自動車の購入、配置、整備など自動車の運行に関わるすべての権限をもつ地位にある者です。

(例:会社社長、事業主)

荷主も義務を負います。(第39条)

貨物の運送などを委託する荷主が委託先の自動車の運行ルートや運行時間などを指定し、事実上、運行責任者と同様に自動車の運行を支配する場合があります。このような場合、荷主も条例に違反するディーゼル車が使用されないようにする義務を負います。

例:貨物の輸送...コンビニエンス・ストアや大規模小売店舗等の商品搬送、石油等の燃料輸送

旅客の輸送...会社・学校の送迎バス、コミュニティバス

条例違反には

(1) 運行責任者

運行禁止命令を出します。運行禁止命令に従わないときには、違反者の氏名公表、罰則(50万円以下の罰金)の適用があります。

(2) 荷主

受託者に、条例に違反しない自動車の使用を指示することなど、必要な措置をとることを勧告します。勧告に従わないときには、氏名公表の適用があります。

自分の車はいつから規制されるのか

まず、自動車検査証(車検証)の型式欄に記載されているアルファベット記号を確認する。

自動車検査証

(抜粋)

自動車登録番号又は車両番号/ 自動車予備検査証番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用 の別/適否	車体の形状			
品川 ○○ た ××××	平成8年9月26日	平成8年9月	普通	貨物	事業用	キャブオーバー			
車名	型式	乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量			
□□	KC-××××	3人	2000kg		2180kg	4345kg			
車台番号	原動機の形式	長さ	幅	高さ	総排気量 又は定格出力	燃料の種類	型式指定 番号	類別区分 番号	
45□□12345	P F 6	475cm	170cm	197cm	5249cc	軽油			

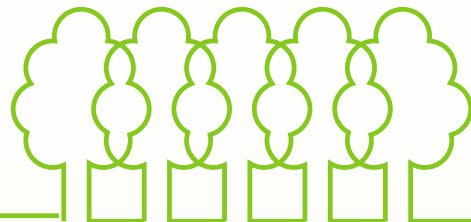
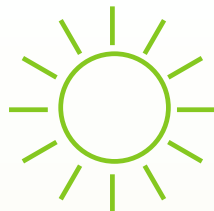
型式とは・・・

自動車検査証の型式欄に記載されたアルファベット記号(例:KC-)

次に、所有している車の粒子状物質規制値及び、国による排出ガス規制区分を確認する。
(短期規制、長期規制など)

車両総重量に基づく粒子状物質規制値及び型式

			国による排出ガス規制区分 (平成*年規制適合車)						
			短期規制				長期規制		
			平成元年	平成2年	平成5年	平成6年	平成9年	平成10年	平成11年
車両総重量 (GVW)	1.7t以下	規制値	—		0.20g / km		0.08g / km		
		型式			KA-		KE- HA-		
	1.7t超 2.5t以下	規制値	—		0.25g / km		0.09g / km		
		型式			KB-		KF- HB-	KJ- HE-	
	2.5t超	規制値	—		0.7g / kWh		0.25g / kWh		
		型式	U-	W- (8t超)		KC-	KG- HC- (2.5t超3.5t以下)	KK- HF- (3.5t超12t以下)	KL- HM- (12t超)



最後に、所有している車の初度登録年と、排出ガス規制の種別を照らし合わせる。

事例1

平成8(1996)年10月以前に初度登録した車(U-、W-等)

平成15年10月の規制値をクリアしておらず、規制開始時点で猶予期間7年を経過しているため、規制開始日から都内を走行することができません。

事例2

平成8(1996)年10月以降に初度登録した短期規制車(KA~KC)

平成15年10月の規制値をクリアしていないため、初度登録から猶予期間7年を経過した時点で、都内を走行することができなくなります。

事例3

平成9(1997)年以降に初度登録した長期規制車(KE~KL、HA~HM)

平成15年10月の規制値をクリアしているため、規制開始以降も都内走行が可能です。ただし、平成17年4月以降の知事が別に定める日から規制値が強化された場合、初度登録から猶予期間7年を経過した時点で、都内を走行することができなくなります。

上記3事例とも、知事が指定したDPF装置を装着すれば、都内を走行することが可能です。

		西暦		96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
		平成		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
東京都 環境確保条例																		
初 度 登録年	国の新車排出ガス規制																	
	短 期	長 期	新短期	新長期														
西暦	平成																	
平成8年10月以前に登録した車																		
96	8	KA KB KC																
97	9																	
98	10																	
99	11																	
00	12																	
01	13																	
02	14																	
03	15																	
04	16																	
05	17																	
06	18																	
07	19																	
08	20																	

猶予期間7年間

PM排出基準に満たないディーゼル車の都内運行禁止

平成17年4月1日以降の知事が別に定める日から規制を強化

規制の基準値に適合しない車(現時点では短期規制車以前)については、初度登録から7年を経過した時点で走行不可
ただし、都が認定したDPF装置を装着すれば継続走行が可能

長期規制車は、15年10月時点の基準に適合しているため、17年以降に知事が定める次回規制までは、条例による規制を受けない。次回規制が始まった時点で、初度登録から7年を経過した時点で走行不可
ただし、都が認定したDPF装置を装着すれば継続走行が可能

新短期規制車は継続走行可

「新短期」以降の車については、17年以降に知事が定める次回規制値もクリアしているため、条例による規制を受けない